

様式第一中の(表固)中

死月日※1昭和年月日

死月日平成年月日

年月日

施行期日

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

謝

| | |
|-------------------|--------------------|
| 保健衛生施設等施設整備費補助金 | 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 |
| 高年齢者就業機会確保事業費等補助金 | 地域人材育成推進事業費等補助金 |
| 在宅福祉事業費補助金 | 生活福祉資金貸付等補助金 |
| 地方改善施設設備整備費補助金 | 民間社会福祉事業助成費補助金 |
| 社會福祉・医療事業団事務費補助金 | 高齢者就業機会確保事業費等補助金 |
| 社会福祉施設等設備整備費補助金 | 心身障害者福祉協会運営費補助金 |
| 高齢者福祉推進事業費補助金 | 高齢者社会活動支援事業費補助金 |
| 高齢者事業助成費補助金 | 社会福祉事業対策費等補助金 |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 児童保護費等補助金 |
| 地方改善施設設備整備費補助金 | 児童福祉事業対策費等補助金 |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 保育所保育士研修等事業費補助金 |
| 母子保健衛生費補助金 | 身体障害者体育等振興補助金 |
| 婦人保健施設運営費補助金 | 精神医療適正化対策費等補助金 |
| 生活保護費補助金 | 身体障害者社会参加促進費 |
| 身体障害者体育等振興補助金 | |

| | | |
|---|--|--|
| 木造のものは合成樹脂 | 金属造のもの (骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えて四ミリメートル以下のものに限る。) | 左記以外のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの |
| 事務所用又は美術館用のもの及び 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 左記以外のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの | 左記以外のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの |
| 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は踏場用のもの | 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は踏場用のもの | 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は踏場用のもの |
| 停車場用、車庫用、格納庫用のもの | 停車場用、車庫用、格納庫用のもの | 停車場用、車庫用、格納庫用のもの |
| 飲食店用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 飲食店用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 飲食店用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの |
| 病院用のもの | 病院用のもの | 病院用のもの |
| 公衆浴場用のもの | 公衆浴場用のもの | 公衆浴場用のもの |

| | |
|---|----------------------|
| 精神保健対策費補助金 | 老人保健事業推進費等 |
| 補助金 | 補助金 |
| 介護保険事業費補助金 | 国民健康保険特別対策 |
| 社会保険診療報酬支払 基金老人保健関係事業務 費補助金 | 国民健康保険団体連合会等補助金 |
| 国民健康保険特別対策 指導監督事務費等補助金 | 国民健康保険事務費補助金 |
| 農業者年金基金事務費 補助金 | 厚生年金基金連合会等事務費補助金 |
| 水道施設整備費補助 費補助金 | 国民年金基金連合会事務費補助金 |
| 水道水源開発施設整備 費補助金 | 炭鉱離職者等援護事業費補助金 |
| 児童育成事業費補助金 労働災害防止対策費補助 金 | 事業費補助金 |
| 産業医学助成費補助金 身体障害者等福祉対策 事業費補助金 | 施設整備費補助金 |
| 障害者職業能力開発校 独立行政法人産業医学 総合研究所施設整備費 補助金 | 中小企業福祉事業費等 補助金 |
| 職業能力開発校設備整 備費等補助金 | 高齢者家庭支援施設等 整備費補助金 |
| 技能向上対策費補助金 中小企业福祉事業費等 補助金 | 産業雇用安定センター 補助金 |
| 勤労者家庭支援施設等 整備費補助金 | 保健事業費等負担金 |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 保健衛生施設等設備整備費負担金 | 保健衛生施設等設備整備費負担金 | 原爆被爆者介護手当等負担金 | 社会福祉施設等設備整備費負担金 | 社会福祉施設等設備整備費負担金 |
| 児童保護費等負担金 | 児童保護費等負担金 | 母子保健衛生費負擔金 | 一時保護者保護費負擔金 | 一時保護者保護費負擔金 |
| 身体障害者保護費負擔金 | 身体障害者保護費負擔金 | 精神障害者措置入院費等負担金 | 精神障害者措置入院費等負担金 | 精神障害者措置入院費等負担金 |
| 養護老人介護等保護費負擔金 | 養護老人介護等保護費負擔金 | 療養給付費等負擔金 | 療養給付費等負擔金 | 療養給付費等負擔金 |
| 財政調整交付金 | 財政調整交付金 | 日本障害者雇用促進協会交付金 | 日本障害者雇用促進協会交付金 | 日本障害者雇用促進協会交付金 |
| 職業転換訓練費交付金 | 職業転換訓練費交付金 | 炭鉱離職者等職業訓練費交付金 | 炭鉱離職者等職業訓練費交付金 | 炭鉱離職者等職業訓練費交付金 |
| 育児休業労働者等支援交付金 | 育児休業労働者等支援交付金 | 港湾労働者派遣事業等交付金 | 港湾労働者派遣事業等交付金 | 港湾労働者派遣事業等交付金 |
| 介護労働者雇用改善援助事業等交付金 | 介護労働者雇用改善援助事業等交付金 | 労働時間短縮促進援助事業等交付金 | 労働時間短縮促進援助事業等交付金 | 労働時間短縮促進援助事業等交付金 |
| 介護保険事務費交付金 | 介護保険事務費交付金 | | | |

社会事業学校等經營委託費
身体障害者福祉促進事業委託費
衛生関係指導者養成等委託費(医務衛生関係指導者養成等のうち急患施設医師の修会の委託に係るもの)を除く。
心身障害児総合医療教育センター運営委託費
遺族及留守家族等援護事務委託費(昭和館運営委託に係るものに限る)
介護円滑導入臨時特例交付金
少子化対策臨時特例交付金
がん研究助成金
国連・障害者の十年記念施設運営委託費

| 船舶 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------------------------|---|-------------------------|---|-------------|------------|--|------------------------------|--|-----|------|-----|
| その他もの 木船 鋼船 | 強化船 の適用を受けるまでか ク船 | を除く る他のもの 項に合 て船舶 の運用を 受けま でか | 木船 の適用を 受けま でか | る船 舶法第 十九条 でから 船舶法 の適用を 受けま でか | 前掲の もの以外 | その他の もの | 鐵筋コンクリート造のもの の コンクリート造又はれんが造 の 石造のもの 金屬造のもの 木造のもの 主として木造のもの その他のもの | さく井 貯水池 高架水そう 電信電話線 | えん堤 リート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの | | | |
| 二二年 五年 | 七年 | 九年 | 一〇年 | 一四年 | 五〇年 | 一五年 | 一〇〇年 | 四〇年 | 二〇年 | 一〇年 | 一〇〇年 | 三〇年 |
| 八年 | | | | | 五〇年 | 一五年 | 一〇〇年 | 四〇年 | 二〇年 | 一〇年 | 一〇〇年 | 八〇年 |

| 航空機 | 車両及 運搬具 | 特殊自動車(自 走式除く) 機械設備 | ヘリコプタ |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------------------|--|
| 前掲のもの以外のもの | 前掲のもの及び運搬具(前掲のものを除く) | 運送事業用の車両及び運搬車(前掲のものを除く) | |
| 自転車 | 自転車(二輪又は三輪自動車を除く) | 自・自動車(二輪又は三輪自動車を含む)、乗合自動車、自転車及びリヤカー | モータースライバー及び除雪車 |
| 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 | 小型車(総排気量が○・六六リットル以下)のものをいう。 | 大型乗用車(総排気量が三リットル以上)のものをいう。 | タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、靈きゆう車、トラックミニサル、レッカーその他特殊車体を架装したもの |
| 金属製のもの | その他のもの | その他のもの | 小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下)のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。 |
| 二輪又は三輪自動車 | ダング式のもの | ダング式のもの | モータースライバー及び除雪車及びチップ製造車 |
| その他のもの | 報道信用のもの | | 消防車、救急車、レントゲン車、移動無線車 |
| その他のもの | フォークリフト | | |
| トロッコ | | | |

| | | | | | |
|------------------|---|------------------------|-----------------------|---|--|
| 具 看板及び広告器 | 光学機器及び写 真製作機器 | 時計、試験機器 及び測定機器 | 信 事務機器及び通 信機器 | 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 電子計算機 複写機、計算機（電子計算機を除 く）、金銭登録機、タイムレコ ダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシ ミリ インターネット接続設備及びデジ タルボタン電話設備 | 氣式のものを除く） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前 その他これらに類する織維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用又 はレコード吹込用のもの その他のもの |
| 看板 マネキン人形及び模型 | 引伸機 力メラ、映画撮影機 望遠鏡 焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他他の機器 | 時計 度量衡器 試験又は測定機器 | 一〇年 六年 五年 一年 | 二年 八年 五年 二年 | 二年 六年 五年 一年 |
| 二年 三年 | 八年 五年 二年 | 五年 五年 一〇年 | 一〇年 六年 五年 五年 | 五年 六年 五年 三年 | 一五年 八年 二年 二年 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 娱乐又は演劇用具及び興行 | 理容又は美容機 器 | 医疗機器 | 容器及び金庫 |
| たまつき用具 パチンコ器、bingo器その他これ らに類する球戯用具及び射的用具 ご、しようぎ、まあじやんその他 の遊戯具 | 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しきょう交換用機器 ハーバードタンクその他機器の作動部分 を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他電子装置を 使用する機器 移動式のもの、救急医療用の もの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの | 金庫 手さげ金庫 その他のもの | ボンベ 溶接機のもの 鋳造機のもの 塗装用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の 大型コンテナー（長さが六メー トル以上のものに限る） その他のもの 金属製のもの その他のもの その他のもの 溶接機のもの 鋳造機のもの 塗装用のもの その他のもの ボンベ |
| 五年 二年 | 八年 五年 二年 | 一〇年 三年 六年 四年 八年 七年 六年 七年 六年 五年 二年 三年 七年 二年 二年 | 一〇年 八年 六年 四年 五年 二年 三年 七年 一〇年 五年 二年 三年 一〇年 六年 五年 二年 二年 |

| 機械ぐつ 製造設 備 | その他の革 製品 | ガラス製品 設備(光学ガラ ス製設備を含 む) | ガラス製品 設備(光學ガラ ス製設備を含 む) | 陶磁器 品耐火物 品はい土又 はうわ 菜製造設 備 | 粘土製 け土製品 はい土又は うわ | るつぼ炉及び データンク炉 | 三年 三年 九年 | 一年 一年 一年 | 八年 八年 八年 |
|---------------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|---|----------------|----------------|----------------|
| 钢管製造設備 鉄鋼伸線 設備及びシヤ 用設備 | 钢管熱間圧延設 備 | 製鋼設備 純鐵又は合金鐵 製造設備 | 製鋼設備 純鐵又は合金鐵 製造設備 | 石工品又は 搬石 製造設備 | セメント製品 (セメント製品 リート製品を含 む)製造設備 | 倒炎がま 塩融式のもの その他のもの トンネルがま その他の炉 その他の設備 | 三年 三年 五年 | 八年 八年 九年 | 八年 八年 八年 |
| 钢管熱間圧延設 備 | 钢管熱間圧延設 備 | 一四年 | 一四年 | 一四年 | 一〇年 | 一四年 | 一〇年 | 一〇年 | 一〇年 |

| 製造設備 | 車両用ブレーキ | 車両用車両又は同部品 | 車両用電気機器 | 自動車車体製造又は架装設備 | 自動車製造設備 | 電気機器部分品 | 板製造設備 | プリント配線基 | その他の半導体 | 半導体の子数集積回路 | 電子応用機器 | 電気通信測定機器 | 産業用又は民生設備 | 備用電気機器製造設備 | 事務用機器製造設備 | 製造設備 |
|------|---------|------------|---------|---------------|---------|---------|-------|---------|---------|------------|--------|----------|-----------|------------|-----------|--------------------|
| | を含む)。 | 車両用車両又は同部品 | 車両用電気機器 | 自動車車体製造又は架装設備 | 自動車製造設備 | 電気機器部分品 | 板製造設備 | プリント配線基 | その他の半導体 | 半導体の子数集積回路 | 電子応用機器 | 電気通信測定機器 | 産業用又は民生設備 | 備用電気機器製造設備 | 事務用機器製造設備 | 製造設備 |
| 一年 | 一〇年 | 一二年 | 一年 | 一〇年 | 一二年 | 六年 | 七年 | 五年 | 一〇年 | 一〇年 | 一年 | 一三年 | 二一年 | 二一年 | 二三年 | その他の産業用機器又は部品を含む)。 |

| 備は器前 属品分 部機械 又は製 造設 | 自動車分 解整備 | 業用設備 | クロック 部分品若し く | ウオッヂ 部分品若し く | タ写真部 品若しくは同 学 | 理化学用 機器製 | 造設備 | 試験機 量測定器 | 機加ジン 部品(工)は 修理。油 圧装置着 部品装 | 板機用推進 子力バー製造 | 木船製 造又は修 | 鋼船製 造又は修 | その他の車 両部品 |
|---------------------------------|-------------|------|--------------------|--------------------|---------------------|-------------|-----|-------------|---------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|--------------|
| 四年 | 二年 | 二年 | 一〇年 | 一〇年 | 一年 | 一二年 | 一二年 | 一〇年 | 一〇年 | 二年 | 一〇年 | 二年 | 二年 |
| | | | | | | | | | | その他 | 铸造設備 | | |

| 設備(その他 を含む) 通信指令 | 国内電氣通 信事業者 | 荷役又 は小売業 の荷役 | 測量業用 設備 | その他の建設工 業設備 | 作業用 機械設備 | は石砂 利採取 設備 | 半真珠 加工石 又は岩 石設備 | 品製造 設備 | 疊製造 設備 | 鉛筆 製造設備 | ボール ペン製造 設備 | 万年筆、 ペンシル又 は先製造 設備 | 理工場に屬する 機械設備 |
|------------------------|--|----------------------------|----------------|--|----------------|------------------|--------------------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------|
| 九年 | 九年 六年 六年 | 一〇年 七年 七年 | 五年 五年 五年 | 三年 四年 四年 | 五年 五年 五年 | 八年 八年 八年 | 七年 八年 八年 | 五年 五年 五年 | 四年 五年 五年 | 三年 一〇年 一〇年 | 一年 一年 一年 | 一四年 一四年 一四年 | |
| | デジタル交換設備及び電氣通信処 理設備 アナログ交換設備 その他の設備 | 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備 | カメラ その他の設備 | 排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルバイルハンマー アスファルトプラント及びバッ チャーブラント | その他の設備 | | | | | 織機 い草選別機及び割機 | | | |

| | |
|------------------------|--------------------|
| 内燃力又はガス機 タービン発電設備 | 一五年 |
| 送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 | 一五年 一八年 一一一年 |
| ホテル、旅館又は料理店食用設備及び給食用設備 | 五年 九年 |
| ホーリー・ハグ設備 | 七年 |
| 写真現像焼付設備 | 七年 |
| 紙箱包裝設備 | 八年 |
| 種苗花壇器具設備 | 一〇年 |
| 水道用設備 | 一〇年 |
| 電気設備 | 一五年 |
| 汽力発電設備 | 一五年 |
| 内燃力発電設備 | 六年 |
| 蓄電池電源設備 | 一〇年 |
| その他のも | 一五年 |
| ボンベ設備 | 一五年 |
| 薬品注入設備 | 一〇年 |
| 滅菌設備 | 一〇年 |
| 通信設備 | 九年 |
| 計測設備 | 一〇年 |
| 計量器 | 八年 |
| 真水器 | 一〇年 |
| やわらぎのゆの荷役設備 | 一七年 |
| 検査検査設備 | 一五年 |
| その他のもの | 一七年 |
| おとこと金属製のゆの | 一七年 |
| おとこと木製のゆの | 八年 |
| 前掲のもの以外のもの | 一七年 八年 |

1 の生物学的製剤の表乾燥スルホ化人免疫クロロヘニンの標示

- 1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。
2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。
3 内容量が液状製剤として20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。
15本

も

- 1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。
2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。
3 内容量が液状製剤として20mL又は100mLに相当する量であるとき。
15本
- 1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。
2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。
3 内容量が液状製剤として20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。
15本
- 1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。
2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。
3 内容量が液状製剤として20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。
15本

○薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第四十八条第一項の規定に基いて、薬事法第四十一条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年六月厚生省告示第119号)の一部を次のものに改正する。

平成十三年七月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

輸入ハナチエロハニハ自の貢任輸品の数量「20mL」の上記「30mL」を戻す。